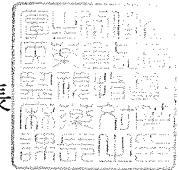


薬食監発第0223004号

平成21年2月23日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成21年厚生労働省告示第36号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期したい。

記

1. 改正要旨

検定を受けるべき医薬品として新たに乾燥細胞日本脳炎ワクチンを指定し、その検定手数料、試験品の数量及び検定基準を定めたこと。

2. 適用時期

公布日（平成21年2月23日）





編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 保安林の指定施業要件を変更する件
(同二四八)

- 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件 (経済産業二四)

- 自動車の型式を指定した件

- 自動車の装置の型式を指定した件
(同一八一～一八八)

- 小型特殊自動車の型式を認定した件
(同一八九～一九四)

- 水先人の免許を与えた件 (同一九五)

- 旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件 (観光庁一)

- 旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件 (同二、三)

- 旅行業法の規定に基づく業務の休廃止の件 (同四、五)

- 海上における射撃訓練を実施する件
(防衛三〇、三一)

- 海上における投下訓練を実施する件
(海上保安庁七二)

- 海上における射撃訓練を実施する件
(防衛三〇、三一)

- 水路測量の実施に関する件
(海上保安庁七二)

- 海上における射撃訓練を実施する件
(防衛三〇、三一)

- 海上における投下訓練を実施する件
(海上保安庁七二)

内閣 金融庁 最高裁判所

○保安林の指定をする件
(農林水産二四〇)
(同二四一～二四七)

○保安林の指定を解除する件

国家試験
官廳報告

省令

- 法務省令第三号
商業登記法 (昭和三十八年法律第二百二十五号)

- 第二条 (他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年淨化槽設備士試験の施行について (国土交通省)

公 告

- 法務省令第三号
登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 登記事務委任規則 (昭和二十四年法務府令第十号) の一部を次のように改正する。

- 第六条第二項中「烏山支局」を「日光支局及び烏山支局」に改める。

官廳

- 法務大臣 森 英介

- 登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 登記事務委任規則 (昭和二十四年法務府令第十号) の一部を次のように改正する。

- 第六条第二項中「烏山支局」を「日光支局及び烏山支局」に改める。

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係

- 公債抽せん (東京都区) 関係

- 登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 第六条第二項中「烏山支局」を「日光支局及び烏山支局」に改める。

地方法務局

- 公債抽せん (東京都区) 関係

- 登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 第六条第二項中「烏山支局」を「日光支局及び烏山支局」に改める。

地方法務局

- 公債抽せん (東京都区) 関係

- 登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 第六条第二項中「烏山支局」を「日光支局及び烏山支局」に改める。

地方法務局

- 公債抽せん (東京都区) 関係

- 登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 第六条第二項中「烏山支局」を「日光支局及び烏山支局」に改める。

地方法務局

- 公債抽せん (東京都区) 関係

- 登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 第六条第二項中「烏山支局」を「日光支局及び烏山支局」に改める。

地方法務局

- 公債抽せん (東京都区) 関係

- 登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 第六条第二項中「烏山支局」を「日光支局及び烏山支局」に改める。

地方法務局

- 公債抽せん (東京都区) 関係

- 登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 第六条第二項中「烏山支局」を「日光支局及び烏山支局」に改める。

地方法務局

- 公債抽せん (東京都区) 関係

- 登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 第六条第二項中「烏山支局」を「日光支局及び烏山支局」に改める。

地方法務局

- 公債抽せん (東京都区) 関係

- 登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 第六条第二項中「烏山支局」を「日光支局及び烏山支局」に改める。

地方法務局

- 公債抽せん (東京都区) 関係

- 登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 第六条第二項中「烏山支局」を「日光支局及び烏山支局」に改める。

地方法務局

- 公債抽せん (東京都区) 関係

- 登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 第六条第二項中「烏山支局」を「日光支局及び烏山支局」に改める。

地方法務局

- 公債抽せん (東京都区) 関係

- 登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 第六条第二項中「烏山支局」を「日光支局及び烏山支局」に改める。

地方法務局

- 公債抽せん (東京都区) 関係

- 登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 第六条第二項中「烏山支局」を「日光支局及び烏山支局」に改める。

地方法務局

- 公債抽せん (東京都区) 関係

- 登記事務委任規則の一部を改正する省令

- 3.3.3 細胞由来DNA含量試験
製造用細胞由来のDNAをプローブとして用い、小分製品にしたときの1用量当たりの細胞由来DNAが1ng以下でなければならない。
- 3.4 小分製品について、次の試験を行なう。ただし、保存剤を使用しない場合は3.4.4を除く。
- 3.4.1 含温度試験
一般試験法の含温度測定法を準用して試験するとき、3.0%以下でなければならない。
- 3.4.2 pH試験
一般試験法のpH測定法を準用して試験するとき、6.8~7.6でなければならない。
- 3.4.3 たん白質含量試験
一般試験法のたん白質定量法を準用して試験するとき、1mL中に40μg以下でなければならない。
- 3.4.4 チメロサール含量試験
保存剤としてチメロサールを用いる場合は、一般試験法のチメロサール定量法を準用して試験するとき、0.012w/v%以下でなければならない。
- 3.4.5 ホルムアルデヒド含量試験
一般試験法のホルムアルデヒド定量法を準用して試験するとき、0.01w/v%以下でなければならない。
- 3.4.6 無菌試験
一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。
- 3.4.7 不活性試験
4週齢のマウス10匹以上に、1匹当たり検体0.03mLを脳内に注射して14日間観察する。この間に、いざれの動物も異常を示してはならない。
- 3.4.8 異常毒性否定試験
一般試験法の異常毒性否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。
- 3.4.9 力価試験
マウスを免疫し、產生された中和抗体を適切な培養細胞上のラック減少法により測定する。
- 3.4.9.1 材料
検体、参照日本脳炎ワクチン（以下「参考品」という。）及び中和試験用日本脳炎ウイルス（以下「中和用ウイルス」という。）を用いる。
検体及び参考品の希釈は、適当な濃度のリン酸塩緩衝液ナトリウム液による。
中和用ウイルスを生後3日以内の乳のみマウスの脳内に接種し発症したもの脳を採り、これを希釈液で適当な濃度の乳剤とする。その邊に上清を適当に薄め、これを中和用ウイルス浮遊液とする。又は、その他の適当な方法により中和用ウイルス浮遊液を調製する。
- 3.4.9.2 試験
検体及び参考品をそれぞれ希釈し、対数的等間隔の希釈を作る。
4週齢のマウス10匹以上を1群とし、各希釈に1群ずつを用いる。1匹当たり0.5mLを7日間隔で2回腹腔内に注射する。第2回注射の7日後に、全ての動物から等量採血し、血清を取り56℃で30分間加熱する。各群の血清をウシ胎児血清加イーグルM E M液で適当に希釈し、希釈血清と中和用ウイルス浮遊液の等量を混合し、36±1℃の恒温槽に1.5時間置く。各混合液をそれぞれ3ウエル以上の培養細胞液に100μLずつ接種する。別に中和用ウイルス浮遊液とウシ胎児血清加イーグルM E M液の等量を混合し、36±1℃の恒温槽に1.5時間置いたものを、12ウエル以上の培養細胞上に100μLずつ接種し対照とする。
培養終了後、各ウエルに重層培地を添し、36±1℃のCO₂インキュベーターで5~8日間培養する。培養終了後、各ウエルの重層培地を洗い、固定する。ホルマリン固定終了後染色し、フラック数を数える。検体と参考品のフラック数をそれぞれ対照のフラック数と比較して、50%減少率を求め、各血清中の中和抗体値を算出する。対照のフラック数の平均は50~150でなければならない。
- 3.4.9.3 判定
試験の成績を統計学的に処理して比較するとき、検体の力価は参考品と同等以上でなければならない。

3.4.10 表示確認試験

血清学的方法によつて行う。
貯法及び有効期間
有効期間を別に定める。

○農林水産省告示第116号
薬事法（昭和三十五年法律第百四十九号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一號）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一號）第一百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第三十一条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第一百七十九號）の一部を次のよう改定する。
平成二十一年二月二十三日
厚生労働大臣 拷添要

一の生物学的製剤の表乾燥日本脳炎ワクチンへの項の次に次のよう記入する。
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン 800.800円 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。
本脳炎ワクチン

26.生物学的製剤の項乾燥日本脳炎ワクチンへの項の次に次の1項を追加する。
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン

生物学的製剤基準の乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの条の3.4 (3.4.2, 3.4.4, 3.4.6及び3.4.10を除く。)に規定する試験法によるものとする。

○農林水産省告示第116号
森林法（昭和三十六年法律第一百四十九号）第二十五回第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をかる。

平成二十一年二月二十三日
農林水産大臣 石破茂
保安林の所在場所 岩手県花巻市大迫町内川
田原一〇地割三〇の一、三〇の一五
指定の目的 水源のかん養
川 指定施業要件
I 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。

II 王伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐採期以上のものとする。

III 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種次のとおりとする。
3 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を当手県府及び花巻市役所に備え置いて縦覽に供する。(次に記す部分に限る。)

1 解除に係る保安林の所在場所 栃木県日光市西川字明神ヶ岳四一五の一六七・四一五の一七一・四一五の一七三・四一五の一八三・四一五の一八六・四一五の一九〇・四一五の一九一(以上七箇国右林次の図に示す部分に限る。)
2 森林法（昭和三十六年法律第一百四十九号）第二十五回第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成二十一年二月二十三日
農林水産大臣 石破茂

1 解除の理由 道路用地とするため
2 森林法（昭和三十六年法律第一百四十九号）第二十五回第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十一年二月二十三日
農林水産大臣 石破茂

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐採期以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種次のとおりとする。

3 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を当手県府及び花巻市役所に備え置いて縦覽に供する。(次に記す部分に限る。)

1 解除に係る保安林の所在場所 栃木県日光市西川字明神ヶ岳四一五の一六七・四一五の一七一・四一五の一七三・四一五の一八三・四一五の一八六・四一五の一九〇・四一五の一九一(以上七箇国右林次の図に示す部分に限る。)
2 森林法（昭和三十六年法律第一百四十九号）第二十五回第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十一年二月二十三日
農林水産省告示第116号
森林法（昭和三十六年法律第一百四十九号）第二十五回第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十一年二月二十三日
農林水産大臣 石破茂

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐採期以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種次のとおりとする。

3 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を当手県府及び花巻市役所に備え置いて縦覽に供する。(次に記す部分に限る。)